

投資信託口座開設申込機能利用規定

本利用規定（以下、「本規定」といいます。）は、香川銀行アプリ（以下、「本アプリ」といいます。）の一機能としてご利用できる「投資信託口座開設申込機能」（以下、「本機能」といいます。）のご利用条件、本アプリから開設された投資信託口座に適用される事項等を定めるものです。本規定に定めがない事項に関しては各種投資信託規定が適用されるものとします。当行が別途定める各関連規定等の内容を十分に理解・同意したうえで、お客さまご自身の責任においてご利用ください。

第1条 投信口座開設機能について

- (1) 本機能は、お客さまのスマートフォンに本アプリをダウンロードしたうえでこれを起動させ、当該スマートフォンから画面の説明にしたがって当行所定のお客さま情報、および当行所定の本人確認資料の写真画像、個人番号を当行に送信する方法によりご本人確認を行い、投資信託口座開設の申し込み・個人インターネットバンキングの申し込みが行えます。
- (2) 本機能の利用対象者は、当行に普通預金口座をお持ちで、キャッシュカードをご利用の個人のお客さまのうち、本アプリを携帯端末機器にインストールのうえ、本規定に同意された方とします。
- (3) 本機能で振替指定口座に指定ができる口座は、キャッシュカード発行済みの当行普通預金口座で、残高照会機能に登録した口座に限ります。また、振替指定口座の開設店が投資信託口座の開設店になります。
- (4) 本サービスの利用時間は、当行が別途定めた時間内とします。なお、利用時間内であっても、臨時のシステム調整等の実施により、本サービスの全部または一部がご利用できない場合があります。あらかじめご了承ください。
- (5) 本機能の利用には、「パスワード」とあわせて、お客さまを特定するためのアカウントが必要です。アカウントは、お客さまのメールアドレスであり、本アプリ初回利用時に当行所定の操作をおこなうことにより設定してください。

第2条 申込条件

- (1) 個人番号カードをお持ちで18歳以上70歳未満の個人の申込者が銀行アプリから投資信託口座開設をお申込みいただけます。ただし、次の各号に該当する方は銀行アプリからはお申込みいただけません。
 - ① 当行に普通預金口座をお持ちでない方
 - ② 個人番号カードに記載の住所・氏名が現在の住所・氏名および届出のあった住所・氏名と異なる方
 - ③ 個人番号カードの有効期限が切れている方
 - ④ 事業でお使いになる目的の方（屋号が付く名義等）
 - ⑤ 成年後見制度をご利用の方
 - ⑥ 日本国外に居住されている方
 - ⑦ 税務上の居住地が日本のみでない方
 - ⑧ 米国人等に該当する方（米国市民（米国籍保有者）、米国永住権保有者、米国居住者）
 - ⑨ 外国政府等において重要な公的地位にある方またはあった方とご家族

- (2) 同時に個人インターネットバンキングの申込みが必要になります。

第3条 口座の利用開始

- (1) 投資信託口座の開設手続きが完了しますと、申込者の届出住所へ「投資信託口座開設のご案内」を送付しますので、以降ご利用いただけます。
- (2) 非課税口座（NISA 口座）の開設申込を受付しますと、申込者の届出住所へ郵便にて「非課税口座開設のご案内」を送付いたします。NISA のご利用は、税務署で認可されてからになります。

第4条 口座開設の取り消し・解約等

- (1) 次の各号のいずれか一つにでも該当した場合は、当行は申込者に事前に通知することなく本口座の投資信託取引を停止し、または本口座を解約することができるものとします。
- ① 申込者が存在しないことが明らかになった場合、また本口座が申込者の意思によらず、開設されたことが明らかになった場合
 - ② 本口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ③ その他関連規程で定める解約事項に該当した場合
- (2) 本口座が、相当の期間、本口座の申込者による利用がない場合には、当行は申込者に事前に通知することなく本口座の投資信託取引を停止し、または本口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (3) 前2項のほか、次の各号のいずれか一つにでも該当し、当行が取引を継続することが不適切であると判断する場合には、当行は申込者に事前に通知することなく本口座の投資信託取引を停止し、または本口座を解約することができるものとします。
- ① 本規定その他当行が定める各取引にかかる規定に違反した場合
 - ② 当行に支払うべき諸手数料等の支払いがなかった場合
 - ③ 住所・連絡先変更の届出を怠る等、申込者の責に帰すべき事由により、当行において申込者の所在が不明となった場合
 - ④ 支払いの停止または破産もしくは民事再生手続開始の申立てがあった場合
 - ⑤ 前各号のほか、当行が解約を必要とする相当な事由が生じた場合
- (4) 前3項に基づき行った本口座の投資信託取引の停止、本口座の解約によって申込者に生じた損害については、当行は一切責任を負いません。また、この停止、解約により当行に損害が生じたときは、申込者はその損害額を支払うものとします。

第5条 メール通知

お申込内容の不備や取下げ等のご連絡に、銀行アプリにご登録されたメールアドレス宛に当行からメールをお送りする場合がございます。「@kagawabank.co.jp」ドメインからのメールが受信できるよう設定をお願いします。メールアドレスの変更やブロック設定、メールの未開封等、申込者に起因する事由により申込者に生じた損害については、当行は一切責任を負いません。

第6条 その他

本機能に基づく諸取引の契約準拠法は日本法とします。本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要

が生じた場合には、高松地方裁判所を管轄裁判所とします。

第7条 規定等の変更

この規定の内容および関係規定の内容については、金融情勢その他諸般の状況の変化により変更することがあります。その場合、変更日以降は変更後の内容に従い取扱うものとします。この規定の内容および関係規定の内容を変更する場合、その変更内容をホームページに掲示する等の方法により周知します。

以上

(令和5年12月11日現在)